

※悪質な事件にご注意

広島ガスプロパングループと関係のある会社と偽り、金品や個人情報をだましとろうとする悪質な電話勧誘や訪問販売などの事例が発生していますので、ご注意ください。

不審に思われるときは

- 訪問の場合、「社員証（資格証）」の提示を求め、社名や氏名、訪問内容などをよくご確認ください。
- 電話の場合、個人情報などは伝えず、電話をお切りください。
- [ガスをご契約の販売店へ](#)お問い合わせください。

主な事例

- メーカーの下請けを名乗り、ガス機器の不要な交換を持ちかける。
- 心当たりのない業者からの不在票がポストに投函され、連絡を求められる。
- 給湯器の点検（水抜き、洗浄、メンテナンスなど）やガス漏れ検査、ガスメーターの点検を有償で行い、料金を請求する。
- ガス料金の集金と称して、お客さま宅を訪問し、偽造した検針票あるいは請求書を用いてガス料金を請求する。
- 給湯器の点検と称してお客さま宅を訪問し、「給湯器が長持ちする」などと偽り、浄水器やイオン水発生設備などといった機器の販売を行う。
- ガス漏れやガス機器、ガス警報器の点検と称して、お客さま宅に入り、お客さまが目を離したすきに金品を持ち去る。
- 「ガス料金が安くなるプランがある」、「65歳以上はガス料金が無料になる契約がある」などと偽り、年齢や家族構成などの個人情報を聞き出そうとする。
- 「ガスメーターの定期点検」や「ガスの供給停止」を装った迷惑メールを送付し、日程調整のためと偽り、メール本文に記載されている悪質サイトへのリンク先アドレス（http://…やhttps://…など）に誘導する。
- ガス料金を支払わないとガスの供給を停止する旨のSMS（ショートメッセージサービス）が発信される。
- 電気・ガス価格激変緩和対策事業を装って、個人情報や手数料を求める。

広島ガスプロパングループでは

- お客さま宅を訪問する際には、必ず「社員証（資格証）」を携帯しており、訪問目的を告げ、社名・氏名などの自己紹介をします。
- お客さまからのご要望でない限り、点検料などの名目でお客さまに料金を請求することはありません。
- ガスメーターは計量法に基づき 10 年（一部 7 年）に一度、定期取替えを行っています。ガスメーターの取替作業で費用を請求することはありません。
- 「検針結果のお知らせ」（検針票）でガス料金を請求することはありません。
- 給湯器の点検・調査結果を理由として、浄水器やイオン水発生設備などといったガス機器以外の機器の販売をすることはありません。